

小竹町ごみ集積箱設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、小竹町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和49年小竹町条例第15号）に基づき、ごみ袋がカラスや野良猫並びにアライグマ等によって荒らされる被害から守り、生活環境の保全に資することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、町内に現に居住している若しくは居住予定である住宅（店舗併用を含む。）又は町内に登記されている事業所が、町内に本社、本店、支店、営業所を有する法人（見積書及び領収書を町内の住所で発行するものに限る。）で、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 町税等（各種手数料並びに町の各種貸付金の貸付け等を含む。）を滞納していないこと。
- (2) 同一の住宅又は事業所において、この告示に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助金の額)

第3条 購入費用に対する補助金の額は、次の表に掲げる区分に応じて定める額とする。ただし、建物1つにつき1個、1回限りとする。

ごみ集積箱1個の本体価格（税込み）	補助金額
3,000円以上6,000円未満	2,000円
6,000円以上9,000円未満	3,000円
9,000円以上15,000円未満	5,000円
15,000円以上	10,000円

2 前項に規定する補助金（以下「補助金」という。）は、毎年度、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小竹町ごみ集積箱設置補助金交付申請書（様式第1号）に納税証明書若しくは滞納のない証明書及びごみ集積箱の見積書及び設置位置図を添付して、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について、小竹町ごみ集積箱設置補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、ごみ集積箱設置日から2か月以内に小竹町ごみ集積箱設置補助金実績報告書(様式第3号)にごみ集積箱の領収書の写し及び設置写真を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第7条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、現地調査をした上で交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは補助金の交付額を確定し、小竹町ごみ集積箱設置補助金交付確定通知書(様式第4号)により、補助金交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 前条の規定により補助金確定通知書を受けた交付決定者は、小竹町ごみ集積箱設置補助金交付請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の補助金交付請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し及び補助金の返還)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他、町長が補助金の交付決定を取り消すべき理由があると認めるとき。

2 町長は、前項の補助金の交付決定を取り消した場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。